

第2回三条市学校適正規模検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成27年6月23日(火)午前9時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 大会議室
- 3 出席者 雲尾周委員長、小林修委員長職務代理委員、木宮隆委員、小林斉子委員、熊倉直信委員、吉田久一郎委員、倉重幸市委員、白鳥賢委員、吉田広幸委員、原田大助委員、山井修委員、高橋絵美委員、佐藤操委員、飯田満委員、竹内行一委員、大原貞雄委員、高橋誠一郎委員、吉田一弥委員、石崎順一委員、安藤正之委員
- 4 説明のための出席者
長谷川教育長、久住教育部長、笹川教育総務課長、樋山小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、大橋教育総務課長補佐、大谷教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 15人
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
ア 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の骨子案について
 - (3) 次回検討委員会の日程について
 - (4) 閉会
- 7 審議の経過及び結果
 - (2) 議事
ア 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の骨子案について
笹川教育総務課長が説明
(雲尾委員長)
ただ今の御説明に関して、御意見等ございましたらお願いいたします。
(石崎順一委員)
2番目の「学校適正規模の基本的な考え方」に学校運営上の課題ということで、大変多くのことを挙げていただきました。このことに関しまして、今日、御出席の学校関係者の方が大勢いらっしゃいますので、学校運営上の課題、もちろんこういうこともあるのでしょうけれども、いろいろ見てますと、いろんな工夫をされてこの課題を克服されているところが多いように感じるところもございますが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思うんですが。よろしくをお願いします。
(雲尾委員長)

いかがでしょうか。

(竹内行一委員)

私、それを言おうと欲していたんですけども、学校の基本的な考え方にも、課題がいろいろ出てきてます。これは確かにその通りの部分がたくさんあると思いますが、ただ、小規模校は小規模校なりにメリットもあると思うんです。そのメリットの面を何も記述しないまま、デメリットだけを強調されるのは、小規模校に勤める者としてはちょっと心外だなというふうに思います。例えば、子供たちの人数が少ないわけですので、非常に、個々に応じた指導が展開されやすいということがあります。それから、子供たち一人一人を大事にする教育活動が展開できるというふうなことがあります。

それから、こういうデメリットを解消するために、三条市では小中一貫教育を、今年3年目になるわけですので、この小中一貫教育の効果ということも記述すべきなんじゃないかなと思います。例えば、大島中学校区の場合ですと、須頃小も大島小も6学級の小規模校ですので、お互い同士、学年間の小小交流とか、そういうものを盛んにやっておりますし、小規模校のデメリットをメリットに変えるという、そういうことも職員間で十分検討しながら進めているところです。10月の小中一貫教育の全国サミットにおいても、大島中学校区では2つ、2年生と4年生で小小交流活動を公開する予定です。

課題だけではなくて、こういうふうな工夫もして、こういうふうにしてきた部分もあるということ、やはりここに記述していただかないと、これまでの私たちの取組は何だったのかなというふうに思います。

(高橋誠一郎委員)

私も今考えている内容で、少しお話させていただこうと思っているんですが。森町小学校は平成26年度、旧荒沢小学校、旧森町小学校と統合しまして、現在、統合2年目ということで、非常に地域の方々の御尽力を得て、いい形で改革が進んでいるなというふうに思っています。下田地区全体で考えてみますと、今ほど竹内委員がおっしゃったとおり、やはり様々な工夫をして、学区全体で取り組んでいるということでございます。例えば、小学校6年生は5つの小学校の連合体を組んで修学旅行に行く、5年生は5つの小学校が連合体を組んで妙高へ宿泊体験に行く。ここでなぜ連合体を組むかということ、やはり子供たち同士の様々な関わり合いが重要であるからだということがしっかりと認識されているからということでもあります。その意味では、小規模校なりに様々な関わり合いをどういうふうにつくっていくかということで、これは今決まったことではなくて、相当前から取組がなされているというふうに考えています。その取組も非常に功を奏して子供たちはとても健やかに生活して学校生活を満喫してくれているんじゃないかな、そして能力も伸長されているんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、下田地区特有というところちょっと語弊があるんですが、各学校間の距離が非常にあります。連携を一つするというところになったときに、時間的な制約が非常に大きく負荷としてかかってくることも間違いありません。ここも、やはり様々な工夫をしながら取り組んでいかなきゃいけないということでもあります。ですので、その辺のバランスを考えながら活動を仕組んでいくということが非常に大事だなと思っています。取組の一端と、それから学校現場の関わり合いをさせるための工夫、並びに一つの大きな負荷というものも一つ紹介していきたいと思います。

(雲尾委員長)

ほかに関連してございますか。よろしいですか。では、また、ほかの件につきましても御意見をお出しいただければと思います。いかがでございましょうか。

(飯田満委員)

先般の会議の中で、12 学級以上 18 学級以下というのは文科省で示されているけれども、三条市では上限はなぜ示さないのかということについてお答えいただいたわけですが、どうもすんなり私の中では入らない状況がありました。今回の基本方針策定の趣旨から始まり、いろんな課題につきましては、文科省案がほぼ踏襲された形になっております。ここでこの規模の上限を決めないという部分につきましては、それは踏襲されない。先日も説明を受けたにしても、私はすっといかない。もう一度詳しくお話を聞かせていただければと思います。

あと、もう 1 点なんですが、3 ページに、これは距離の関係で出ているんですが。私の不勉強で誠に申し訳ないんですが、調べてみても、小学校概ね 4 km 以内、中学校概ね 6 km 以内、この文科省のキロ数を踏襲した形になっていますけれども、一体基準は何なんだというのが気になって仕方がないんですね。小学校では 1 年生から 6 年生までおり、中学校では 1 年生から 3 年生までおり、全部合わせれば 6 歳から 15 歳までの幅があるわけですがけれども、一体基準は何をもってこのおおむね 4 km 以内。子供は関係なしで距離的なものといったらいいんでしょうかね、それで単純に割り切っているんだらうか。その辺が少し気になったもんですから、案を出していただいた方としては、この規準値は一体どういうことでお考えいただいたのかを説明していただけたらと思います。

(雲尾委員長)

1 点目につきましては、先ほど小規模校のメリットについてと同じように、大規模校のデメリット等について触れてないことに関連してになるかと思えます。これは、どういたしましょうか。

(笹川教育総務課長)

上限を設けていないということで再度でございますけれども。国が設定している適正規模

につきましては12学級以上18学級以下ということで判断をしているわけですが、これに該当するのが嵐南小学校と一ノ木戸小学校の2校かなと思っております。既に三条市におきましては、小中一体校として、小中一貫教育を推進させていただいておるのは、皆さん、十分御存じのことだと思います。そこで、これまでの地域の一体性を配慮させていただきながら学区の再編をして適正規模にしていくという予定は、今現在ございません。そのことから上限は設けておりませんで、12学級以上、9学級以上という形にさせていただいておるところでございます。

それから、小規模校にもメリットを記載するというところでございますが、確におっしゃるとおり、文科省の手引の34ページにも、小規模校のメリットということで記載はされております。ただ、今までは小規模校としては本当に学校の差、地域の方々と皆さん協力しながら活動をしていただいているのは十分わかっておるんですけども、今後、将来的なことを考えたときに、やっぱり子どもが提案させていただいたところはどうしてもクリアしていかなければいけない問題にはなってくるのではないかとということで、今回はこちらの方を載せさせていただいているというところでございます。

それから、通学距離の関係ですけれども、これは文科省に問い合わせをしているわけではないんですが、小学校概ね4km以内ということで、歩く速度で通学時間は概ね1時間以内というところで逆算をさせていただきますと、小学校は概ね4km以内で、通学時間としては1時間以内ではないかといったところで、規定させていただいているところでございます。ただ、三条市におきましては、スクールバスの運行距離基準ということで、平成22年からですけれども、小学校におきましては通年3km以上あるところについてはスクールバスを運行させていただいておるところですので、距離が増えて4km以内というところでも、ちょっと子どもは距離的なもので若干緩めというか、対応させていただいておるところでございます。

(飯田満委員)

一ノ木戸小、嵐南小のお話が出たわけでありまして、今後検討していくわけでありまして、三条市として上限、ある程度このぐらいの規模がいいのではないかと示してもいいのではないかとというのが私の、ここで意見を言っているのかがあれですが、そういう気持ちはあります。

あと、先ほどの距離、通学の距離、時間についてですけれども、私が確認したいのは、人間の歩く距離っていうのは一体誰のなんだ。大人の距離じゃないか。そんなのがちょっと気になったものですから、三条市としてはどの程度の人間を想定して、この距離等を考えて。私は、これまでの経験で、いろんな距離あるんですが、やっぱり1年生、小学校1年生の状況とは大変な問題があるかと。それをスクールバスでかえるからといっても、なかなかその今回は統合問題も関わっておるわけでありまして、逆にまたそのバスで通う時間等、また、そ

れに間に合わせるために朝早く出なきゃいけない、そういうものがある。特に三条の場合には地域性がいろいろあるわけでありますから、その辺も考慮に入れて三条版のこの距離関係ですとか、距離、時間的なものは配慮されてもいいのかなと思います。

(竹内行一委員)

そうしますと、こういうふうに考えてよろしいのでしょうか。メリットは確かにあるけれども、ここには記載しないということは、しかし、こういう課題が小規模校にはあると。そして、それを適正にするには12学級以上が必要だということ。で、最初に適正規模に向けて開始する基準としてはああいうふうに書かれていることであると。これを見ると、何かどうしても、三条小学校のことを書いているような気がするんですけども。まずは三条小学校の統廃合から始めていって、そして、今後は12学級以上という線引きをしていって、それを順次その基準にあてはめていくというふうに考えていいわけですか。そうじゃなくて、私が言うように、小規模校にもこういうメリットがある、こういうメリットがあって、小中一貫教育を通して、こういうふうに進めている、そういうふうなことを今後のその統廃合の問題に向けても考慮に入れながら進めていく、こういうふうな気持ちはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

(笹川教育総務課長)

今回、骨子案として出ささせていただいておりますものについては、あくまでも基本方針ということで検討を開始するまでの基準を定めさせていただいて、具体的な検討対象校とか、対象年度等は今後になると思いますけれども、教育委員会、総合教育会議等々で、決めていただくことになるのではないかと考えております。今回、私どもで示させていただいておりますのは、あくまでも基本方針ということで、それを、じゃあ、検討を開始することについての最初の基準というところを、今回、皆さんに出ささせていただいて、議論をしていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(飯田満委員)

基本方針としてというお話があったわけでありますけれども、先ほどから私が言ったのは三条版のということを強く言いたいんですけれども、基本方針であればあるほど、今現在、市内に置かれる小学校、中学校においてどういうメリットがあり、どういうデメリットがあり、それらをきちっと挙げた上で今後、どんなふうにしていったらいいんだと、数字上の問題ではないのではないかとすごく感じるわけです。ですから、竹内委員からデメリットはあるけれども、メリットもきちんとというお話があったわけですが、その辺をきちんと入れた上で、三条版の基本方針という方向を出すべきではないかなと思います。

(小林斉子委員)

基本方針の策定ということが私たちの使命であります。ということで、先ほど、三条小学

校云々のお話が出ましたが、ここは三条市の適正規模・適正配置の基本方針を策定する検討委員会だということを、まず押さえなければならないというふうに、さっきのお話を聞いて思ったことです。それが一つ。

先ほど、飯田委員のおっしゃった、上限は何々、この前の委員会でも出た話だったと思うんですが、ここの平成20年2月に教育制度等検討委員会の最終報告を受けた中で、学級数は小学校12学級以上、上限なしに書いてありますよね。それは検討してあるということではなくて、今は嵐南小学校が一番多いわけですね。それが恐らく、今の考えではマックスというふうに思いますし、これが12学級以上と出ている分で、私はいいのではないかとこのように思います。ということは、少子化も進めば当然そこが今のマックスから減るということはわかりきっているわけですので、12学級以上と明示されていることには賛成です。

それと、先ほど小規模校のメリットのお話が出ましたが、ここになぜ盛らないのかというお話が出ましたが、ここは基本方針の作成ですので、この基本的な小学校の適正規模の12学級以上、9学級以上と出せば、小規模校の11学級以下は適正の規模ではありませんよといっているわけですね。それなのに、小規模校のメリットをここに書く意味は、それは頭の中では、小学校の小規模校はいいよ、こういうことがあってというふうな話の中で、先ほど竹内委員、それから高橋委員がおっしゃったことは、みんな理解していると思いますが、この適正規模、適正配置の検討委員会の基本方針はそれを入れることが果たして必要なのかどうかということの議論をしなければいけない。そこを皆さんで確認した中で、こういう話が進むのではないかとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

小林委員からは、それを入れる必要が果たしてあるのかどうかということを検討して欲しいというような御意見が出ました。ほかの意見を聞いてから議題としたいと思いますが、入れてはいかがという意見も出てきていますので。これに関して続けてもいいんですけども、ほかにもあるようでしたら、先に出していただきたいと思います。いかがでございましょう。

(高橋誠一郎委員)

小規模のメリットということについて、少し、私の考えなんですが。私も基本的に小規模のメリットという漠然とした捉えとしてはあるんだろうと思うんですけども、小規模のメリットっていうのをどのステージで捉えるかっていうことによっては、ここに盛り込む必要はないかなと思うんです。というのは、少人数指導というのが大事だということで、例えば人的配置をして大規模校であっても少人数指導をやっているわけですね。そういう学習指導上で小規模が大変メリットがあるんだということであれば、適正規模の学校を考えるということの意味合いと、ちょっと違ってくるのかなという気がするんです。例えば小規模は、例えば地域とのコミュニケーションが非常にできやすく、小回りがききやすいとか、そういうふう

なステージの考え方であれば関ってくる可能性はあります。ですので、小規模のメリットの部分をもう少し腑分けをして議論しないと、ここに載せるか、載せないかっていうのは、ただ漠然と小規模のメリットではなかなか通りづらいものがあるのかなという気がしています。

(石崎順一委員)

今、いろいろ聞いておりますと、適正規模の捉え方っていうところでちょっと落ちつくんですけれども、事務局の出した資料、数字が相当いっぱい出てまいりました。そして、今も12学級以下とか、以上とか、子供たちが学ぶ場としても、この一定の区切りは必要なのでしょうか、それよりも何よりも、そこで学ぶ子供たちが、どうやって学んでいくかっていうのが一番重要なのではないかと思います。ですから、この適正規模という捉え方、事務局がどう捉えているのかはわかりませんが、最終報告、国の手引書にも書いてございます。そこだけで捉えるのではないよという、留意点、注意書きがいっぱい書いてあります。そこを捉えないで、適正規模を考えていくこと自身が、もう無理があるのではないかと私は考えます。皆さん、いかがでしょうか。

(小林斉子委員)

今の石崎委員の御発言は、教育制度等検討委員会の答申、それから、文科省の手引がここに載って、それを参考にして教育委員会がこの骨子案を作られたということなので、それ以外に適正規模に関するものがあるんだという御発言だと思うんですが、例えば、どんなものを指しているのか、具体的にお話をしていただけませんか。

(石崎順一委員)

3日にいただきました資料の4番です。20年度、小林さん、雲尾さんのお二方が出席なさってまとめられた最終報告。その中で、十分御承知かと思いますが、「はじめに」という部分の中ほどですね。1行だけ申し上げます。「今後、地域住民や学校現場の意見を踏まえ決定するものとした」と。この一文がございまして。これを読みますと、そして、19年度検討委員会が立ち上げられて、委員会開催されました。その中でいろんな課題が出てまいりました。ところが残念ながら、時間がなかったせいなんではないでしょうか、いろんな意見が出たにもかかわらず、その部分が十分な議論を尽くせないままに終了したように感じられました。そこで、この一文があるのであろうというふうに解釈してきたわけですが、それに向けて、じゃあ、果たしてそれが実施に移される段階で、これがなされてきたのかどうかというのをこの8年間見てまいりましたけれども、いろんな意見があるにもかかわらず、それを取り上げずに進めていくというスタイルがどうしても目についたわけでございます。そこからしても、いろんな適正規模を考える上においては、地域の事情、学校の事情、学校というのは地域がつくっていくものであるという考え方もあると思いますが、そこを考えずして

小規模であろうが、大規模であろうが、いい学校というのは生まれないのではないのでしょうか。ここを申し上げたいと思います。

(小林斉子委員)

石崎委員、よろしいですか。

(石崎順一委員)

どうぞ。

(小林斉子委員)

その前段はお読みになっていますよね。「学校の適正規模や施設整備・統廃合に関すること」、前段お読みですよ。

(石崎順一委員)

はい。

(小林斉子委員)

そのための基本方針を、今、策定しているんです。それが、策定が通れば、恐らく次のステップというか、次の段階に行くことだと思うんですが、私たちは、基本方針を策定してるって部分を申し上げているわけですね。今、石崎委員がおっしゃっているのはその後のこと、前後含めてのお話に尽きると思うんです。それがここに盛り込んでいないか、いるかというお話になっていると思うんですが、教育制度等検討委員会、雲尾委員長もいらっしゃいましたが、そのことは十分踏まえた中でこれを答申をした結果だというふうに私は理解しております。

(雲尾委員長)

答申でございましたが、基本方針でございますので、決まった基準について一律に、機械的に適用するわけじゃなくて、地域と話し合いをしながら進めていったということによって、今のその適正規模ではない学校は当然に存在しているわけですよ。一律に推進していけばなくなっていくはずですよ。しかしこれは、統合する方がいいという部分だけが統合を進んだだけじゃなくて、小規模のままでも、そのまま維持したいというところは、今のところ残っているというのが現状だというふうに思っています。

それですから、先ほど委員のおっしゃる部分、補足された部分でいうと、今後、地域住民や、学校現場の意見を踏まえて決定するというので、方針は決まったけれども、方針どおりにやるというわけではないということが続いてきて、そしてまた大分時間が過ぎて、新しい意見が出てきたところで、今回また新たな基本方針を決め直そうとしているということですので、基本方針が決まったら、それが一律に全てに適用されるということでも、というふうに決まっているわけではないということは御理解いただきたいと思います。

それではほかに、御意見はいかがでしょうか。

(小林修委員)

前回、今、みんな話聞いてて、1から5までの資料があって、いっぱい事務局の課長、縷々説明してくれてというか、時間大分割いてお話をしました。また今回も、基本方針での策定の趣旨から1、2、3ページの真ん中のとこまで、そんな了承のような形でずっと書かれて、説明してくださいました。それはそれで、そういうことでいくんだなというのはわかるのであります。

その後、私も、4ページで検討対象15校ありますよ、なるほど、とこう見て。それで、なぜか一番後ろに耐震化、安全性ってのが出てくるんですが。私としましては、私も、適正規模の検討委員会で、4番、「適正規模に向けての検討」の「ア 学校の安全性の確保」という問題が、ここの適正規模の話に合わないような気がしますので、これは外していただきたいと私は思います。これは、先ほど、竹内委員が挙げてくださいましたが、私も、これではみんな集まってる中で三条小学校が危ない校舎だから、みんな見限ろうよと言ってるような気がしてならないのですが、言葉を選べないので単刀直入に言っていますけれども。私も、3年前に受けたときには、体育館はまだ直せますという校舎であるという資料もいただいているし、今までは、限りなく文科省の言われる0.58、0.6に近くて、皆さんの方から今まで、それは危険でないのか、危険な校舎を最優先に直していった後にやりましょうという話を聞いていて、ここへきてというか、金曜日になって資料を配られて、やや違うような表現の中で三条小学校の耐震化の方向性で書かれている建物の構造上、耐震補強ができないという文言そのままに、竹内委員が言われたようにこんな書き方されたら、当然、三条小学校のことを言ってんだなと思ったんだろうと思ったんですが、何か、みんな大勢集めて三条小学校だめですよ、危険だね、何言ってんだみたいなことを思われると私は困ります。何か三条小学校の校舎の問題はできればここではなくて、保護者や学区の皆さんに、教育委員会は誠意ある形で話をしてもらえたら校長としてとてもありがたいと思っていますが、この1番は、できれば、私としては外していただきたいというのが、委員の皆さんに言っています。

何か皆さんは、何でこんな集まりで今こんな長い話まで何を言っているのか、いま一つ理解できないなと思っている人もいないかもしれないけども。4番のア、イ、ウが、十幾つかの学校、みんな対象なんだけど、どこも、6年間で一つもこんな学校、こんな言い方ですが、適用になる学校は全て三条市にはありませんよと言っておいて、あ、三条小学校は危ない校舎だから、入ってられません。出なさいと言っているように私は読み取れます。それをきくと、竹内委員が先ほど言ってくれたじゃないかと思っていますので、その辺、アの取り扱いをお話し合いしてもらいたいという気がしますので、よろしくお願いします。

(雲尾委員長)

「4、適正規模に向けての検討」の、「統廃合の検討を開始する基準」のAについての取り扱いについてです。その他御意見はいかがでしょう。

(竹内行一委員)

この会議の趣旨は適正規模を検討するという会議だったですよ。そうしますと、その適正規模に向けての検討っていうのは、適正規模が明らかになった上でないといけないんじゃないかという気がするんですけども。これは、同時に出てくるっていうのも、私はどうも理解できないんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

(大原貞雄委員)

私も、資料いただいたときに、確か適正規模の検討委員会なのにと考えていたのが、この校舎の安全性という、耐震の表があったもんですから、どういう位置づけなのかと思って、ちょっと思ってたんですが。私もやっぱり、今ほど小林委員がおっしゃったように、「統廃合の検討を開始する基準」のAの部分については、この会では検討する必要はないんじゃないかなと思います。

もう一点、備考欄のところなんですけど、この2、3年前だったと思うんですが、私、ちょっとその資料を持ってないので。校長会で示されたんですが、基準は満たさないが、これこれこういうことで補強するというような文言は書いてあったような気がするんですが、そのあたりの資料が残っているのかどうか。小林校長先生が持っていらっしゃるのかわからないんですが、そういうふうに、私、理解しているんですが。

(雲尾委員長)

確認事項ですと、こちらがそのシートということですね。

(小林修委員)

私どもがいただいているものは、耐震化の方向性ということで、主たる建物である普通教室棟であっては、安全の目安とされるIs値0.6に極めて近い数値になっており、部材の致命的な損傷も発生していないことから、より緊急度の高い学校を優先させ、今後対応の検討を行うということを受けていて、それでできたら早くしなさいっていうことを地域、PTA、同窓会でやってみてというか、何度も教育委員会にお願いしてきたところだと思うんですが。金曜日に一部、校舎でも、みんなだめだからというようなのをもらって、とっても私自身はおかしいんじゃないかと、先ほど発言させていただきました。皆さんも何かありましたらお願いしたいと思いますし、何か、適正規模と合いませんよと思います。

(雲尾委員長)

ということで、基準0.6に近いということ、それよりも緊急度が高いところを行うということであると、ここに書いてあることと齟齬はないわけですね。0.58 っていうところは0.58とありますし。ほかの、それよりも緊急度の高いということで、ほかを終わった結果、まあ、

一番低いところになりますし。その0.6というのは国土交通省の基準なので、今の時点から
いうとかなり下回るというようなことにはなると思いますので。

(小林斉子委員)

その前に、今、大原委員と小林委員から、アがこの委員会には向かないのではないかとい
う御発言があったと思うんですが、4番の「適正規模に向けての検討」ということで、「適
正規模に満たない学校については、次の基準により統廃合の検討を開始する」。この部分を
基本方針骨子案に入れるのか、入れないのかという議論を先にしてください。それをしない
で、急にこの中のアとか、イとか、ウは必要ないとかいう議論ではないと思うんです。この
部分の、適正規模に満たない学校についての検討の部分を入れるのかということになれば、
当然この議論に入っていくと思いますので、まずこれを決めていただかないと、急にアは入
らない、イは入らないってお話にはならないと思います。それともう一つは、当然、耐震補
強ができないことは構造上の問題で出てくるわけですから、そうしたら今の小林委員の御発
言が生かされてくるように思いますので、ぜひともこの部分で入れるのか、入れないのかと
いうことになろうかと思えます。

(笹川教育総務課長)

私どもがこの4番を入れ込んだ理由といたしましては、平成20年度の最終報告におきまし
ては、適正規模にするためにどうしていくというところまでの記載はありませんでした。そ
こで今回、教育委員会としての基本方針を策定するに当たっては、適正規模を定め、定めた
適正規模に向けての検討の方向性も公にさせていただいて進めていくべきだろうと判断をさ
せていただきまして、ここに書かせていただいたというところでございます。

(雲尾委員長)

そのほか、御意見等ございますでしょうか。学校関係者が主で、地域の方、保護者の代表
の方いかがですか。

(原田大助委員)

第1回目の説明で、資料の中でもいろいろ説明させていただきました。その中には、その
ときは統廃合という話でなく、適正規模の話の資料がほとんどだったと思うんですけども。
この骨子案をいただいた中の急に統廃合の検討をというような話になってきていると思うん
です。私も、前回言ったとおり、スケジュール、この4回のうちの今日は2回目、統廃合の
話になるとこのスケジュールじゃ本当に短すぎるんじゃないかと、適正規模を決めるん
でしたら、この中でいけると思うんですけども、また、有意義な御意見をいただいていけると
思うんですけども。この統廃合検討とかも含まれてくるとなると、またこれはちょっと難
しいんじゃないんでしょうかね。

ここの資料4番、先ほど石崎さんも言ってましたけれども、地域住民の学校現場を踏まえ

て、意見を踏まえて決定するものといえましたというような意見になってますけども、こ
こでも話し合われたことが、地域全体とかの意見を踏まえて統廃合の検討をしたというよ
うな意味合いで持たれてしまっても、私たちも困りますので。この文言はあまりふさわしく
ないのではないかと思います。

(雲尾委員長)

そのほか、いかがでございましょう。

そうしますと、4番の適正規模に向けての検討についてのこの問題があるわけです。そ
の前に、まず1から3のところ合意が得られるかどうかといった部分ですね、1番、2番、
3番の基本方針策定の趣旨、学校適正規模の基本的な考え方、学校適正配置の基本的な考
え方のところの中で、今ほどの小規模校のメリット等が述べられていない、大規模校のデメリ
ット等も述べられてないということがある中で、この3番までが合意できるかどうかとい
うところが決まりませんと、その後の4の内容を決められないということがございますの
で、その部分につきまして御意見をいただきたいと思います。1から3の部分までのところ
で、ここまでのところで文言、いかがでございましょう。

(小林修委員)

小さい学校のメリットといいますと、高橋委員も竹内委員も言っておられますが、私ども
校長も県のいろんな校長と話したり、三条市だけではなくていろんな方たちと話した中で、
新潟県の中で地域に学び、地域と共に歩んでいく学校づくりをどこもやっておられるん
ですが、非常に新潟県の中で極小規模の学校で大変に今成果を上げていて、すばらしい学校があ
るということで、今、目差せ東蒲の西川小学校をみんなが目標にして今頑張っている、今、す
ごくいい学校があるんです。それこそ三条市も、これを統廃合しようとしている、している
というかその対象になろうとしている学校なんだけども、そこは本当に地域と共に歩んで子
供も、地域も元気になれるという学校の事例があって、そこの校長を教育委員会に來られた
吉川教育センター長がその学校の実務をやってこられたと思うので、できれば事務局のセ
ンター長から西川小学校の説明等を少し紹介してもらえると、小さい学校のメリットも更に
みんなに、新潟県ってすごい学校ってこんなだよっていうのを、吉川先生、紹介してくだ
さいよ。お願いします。どうでしょうか。聞いてもらえるとうれしいですが、ちょっとそう
いう、ここに今さっき一応みんなが言っていたようなことの、更に小さくてもこんなにメリ
ットあるんだよというのを教えてもらえたら、私、いいなと思っていますが、どうでしょ
うか。教えてください。

(飯田満委員)

今、小林委員からそういうお話ありましたが、お聞きすることもあれなんです、それ
以前に、そのメリット、デメリットの件で。入れるのか、入れないのかと。そこを先に決め

た方がいいのではないかなと思います。ですから先ほど高橋委員が話を出しましたけれども、規模に応じてその小規模校の良さですね、ステージをはっきりさせて入れるのか、入れないのか。で、入れるということになれば、後々お話を聞いて、そういういいのもあるんだとか、その案の中に入れてもらうという形ができるかと思うんですけども。

(雲尾委員長)

という意見がございます。いかがでございましょうか。

(熊倉直信委員)

先回、欠席させていただいて申し訳なかったんですけども。規模を決める中で、特に今高橋委員がおっしゃられた、小規模校のメリット、それは生徒数、学校の状態だけでなく、地域性があることについて、特に下田では非常に広範囲で、それでいて、しかも人数が少人数で、そういうところで地域の皆さんが学校に対する期待なり、子供たちに接する機会もそうですし、非常にまとまりがあって、地域の学校だという盛り上がりの中で学校活動に積極的に参加して、地域をもまとめていこうというふうな後援会までできてやってるところと、人数等で基本的にラインを引くこととの問題もあると思うんですけども。ですから、小規模の学校でこんなふうに取り組んでいる、こんなふうなメリットで、子供たちは大規模校に負けないで引っ張っている部分もあるかというようなものが見えてしかるべきだと思いますし、小林委員の言われてるように、やっぱりそういうところで言ってる部分もあるのであれば、三条市の中にでもそういう住み分けがあつてるところですね、そういうところじゃなくて、規模的にということで線を引くことをうまくやっていって、小さい規模でありながらも、そういう基準から外れているけども、これだけでやってみるというものは基準の中にあつてもいいんじゃないかなと思うんですけども。そういう意味ではそのメリットを、小規模でのメリットというものも、やっぱり検討する必要があるんじゃないかなとは思ってますけど。

(吉田一弥委員)

2番の適正規模の基本的な考え方の中の2ページなんですけれども。教職員が少なくなることによる学校運営上の課題っていうのが11載っています。私は中学校ですけども、小規模校にも、それから1,000人を越える大規模校にも勤めたことがあります。教職員が少なくなることによる学校運営上の課題として載っている中の半分くらいは、いや、そうでない、大きな規模の学校こそそういう問題があるなというところもあります。様々な課題がありますので、ここにあることが全て小規模校が抱える学校運営上の課題ではないと考えます。半分くらいあるんですけども、例えば、「⑤教職員一人当たりの校務負担や行事にかかわる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない」、これは大規模校の方が校内研修の時間を確保できないと思います。あるいは、「8番の教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい」、小規模校の方が、むしろ指導技術の相互伝達が

しっかりとできるという例も大変よく知っています。そのほかにもいくつかここにあるものは、小規模校が抱えている特に大きな課題であるというふうには感じておりません。

(小林斉子委員)

今、吉田委員がおっしゃった教職員の部分に触れられますと、吉田委員のお考えでは、これは小規模校、大規模校にかかわらず、教職員を取り巻く環境のお話をされたというふうに思います。ということは、基本方針の骨子の部分にそれを除いて、新たに文言をつけた方がいいというお考えに基づいておっしゃっているのでしょうか。

(吉田一弥委員)

そういうことです。

(小林斉子委員)

この、中身も修正しなさいという意味ですね。

(雲尾委員長)

例えば5番では「教職員一人当たりの校務負担や行事にかかわる負担が重い」までは小規模校のことだけでも、「校内研修の時間が十分確保できない」というのは大規模校にあると先生方の時間が合わなくなってきて、全員がそろそろ時間がなくなることによって校内研修の時間が確保できないかもしれない。これは、ですから理由はそれぞれに違うんですね。大規模校の方が、より校内研修にまとまった時間がとれないという趣旨になるかと思うんです。そういったような形で、検討いただいて修正した方がいいという御提案ということですかね。

(吉田一弥委員)

そうです。

(小林斉子委員)

じゃあ、具体的に示していただいて、今日、先生がずいぶんいらっしゃっておりますので、この部分については修正をするということの中で、先生方から御意見を出していただいて、教職員を取り巻く学校運営上の課題についてはここで修正するということですね。そういうやり方を盛り込むということになりますね。

(雲尾委員長)

今は、3番の具体的なことについてはそういう形でいいかと思うんですけれども。小規模校のメリットについても書いて欲しいという御意見があったということで、それについて今は話をしています。あと、大規模校のデメリットについても書いて欲しいという、書くべきではないかといったようなこともありました。その辺のところもまず決定したいと思うんですが、いかががございましょうか。

(竹内行一委員)

そのほかにも、先ほど言ったとおりなんですけれども、例えば「学校運営上の課題が児童生

徒に与える影響」の①ですけれども、これについても、私、先ほど申し上げましたけれども、三条市で行っている小中一貫教育を推進する中で十分これは生かされている部分がありますので、これが課題として大きくクローズアップされているということではなくって、これを克服するための方策もあるんだということをぜひ知っておいていただきたいということなんです。だから、小規模校だからこういうデメリットがあるだけじゃなくって、これを解決するためにこういうふうなことも行ってくる、行うことによって解消をしてきた事例もあるというふうなことも、ここに明記するかどうかはわかりませんが、知っておいていただきたいということです。

(原田大助委員)

私も、2番の「学級数の少ないことによる学校運営上の課題」の中の7番なんですけれども、「上級生、下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる」ということが書かれているんですが、うちの学校を例えてあれなんですけれども、うちの学校は小規模、まあ、三条小学校ですんであれですけども。先輩たちが、縦割り班といって1年生から6年生が同じ一つの班でいろいろな活動をしていくこともあります。コミュニケーションもちゃんととれています。運動会や、学年行事、学校行事等、あと、ふるさと運動というクラブ活動の中で先輩の格好いい姿を見て憧れている部分もあり、大きくなったら、上位学年になったらああ先輩みたいになりたいという模範になれるような子供たちもたくさんいらっしゃるんで、これもちょっとどうなのかなと私は思います。

(小林斉子委員)

今、三条小学校の例をお話されましたが、ここに載っているものは三条市全体を俯瞰する形の基本方針で、今、うちの学校はこうだとか、うちの学校ではっていうお話がずいぶん出てきておりますが、そういう例をここに盛り込むということの是非も含めて御検討ください。

(原田大助委員)

ほかの方からもそういった御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願います。

(竹内行一委員)

今のお話では、私、小中一貫教育の話をしましたけれども、小中一貫教育は三条市の全ての中学校区で行われていることですので、下田中学校区でも、栄中学校区でも、それぞれ小中一貫教育を行う中でこの小規模校の課題克服に向けた取組も十分なされているというふうに考えますので、これは三条市全体の取組であります。小中一貫教育のそういう、三条市教育委員会が進めているこの小中一貫教育がそういう効果があるということも、十分承知していただきたいと思います。

(雲尾委員長)

三条市の小中学校の現状を見ますと、今、やっていることがあんまり書かれていない方針

になっていますので、そういったようなことを書いていくのも、いわゆるこの小規模校のメリットとか、大規模校のデメリットを直接書くよりは、今のお話ですと、例えば三条市の小中一貫教育の中でどんなことが展開されているとか、小規模校がどういう取り組みをしているかということをもっと最初に少し書いてから、その中でもやはり、しかし適正規模自体は検討していくといったような形にした、この基本方針というものに作っていくという御意見でしょうか。

(竹内行一委員)

はい。ぜひ、そうしていただきたいと思います。

(雲尾委員長)

どうも、その、一つ、多分4ページのところに出てくるのは、「検討対象校」って出てますので、これが例えば、その適正基準に満たない学校ということであって、必ずしもすぐ検討に入るって訳ではないですね。ここに検討対象校と書いてあることによって、この16校をすぐ検討を開始するように捉えてしまうということになりますので、ここをまず適正規模に満たない学校として、その中で、じゃあ、どういうところが検討対象、あるいは下に入るのかといったようなことは、その4番の記述に入ってくるということで。ここに全ての学校が検討対象校になっているという捉え方をしてしまうので、そこは変えていただくということが一つあると、必要かなとは思いますが。

では、そういったようなことで、小中一貫教育を展開する中で、大規模校であります、例えば嵐南小は大規模校にはなっていますが、その大規模校であればこういった取組を具体的にしていっていいことですね。それから、小規模校。例えば、先ほど、下田ですね、非常に広い、広範囲の中にいるというふうなですね。例えば、全校が統合してしまうと、小学校の学級数が、例えば2学級、3学級の学校が1つ減るし。5校合わせることによって5学級存在しているわけですね、結果的に見ると。そうすると、例えば小学校5年生の学年団、5人の学年団が下田中学校区全体で5人の学年団が組織できるのといったような展開が考えられるといったような形で、それでみんなでもとまって研修に行ったりすることができるわけですね。そういったようなことも含めて、そういったような事例を書き込んでいただいて、小中一貫教育の中でこういう形でやっていっている、小規模校の中でもこういった連携をして展開しているといったような現状は現状としてあるけれども、市としての適正規模、適正配置を方針として考えていくと、一応の基準としては小学校の、どちらの場合も適正規模で小学校12学級以上、中学校9学級以上、通学距離は小学校概ね4km以内、中学校概ね6km以内ってことで、通学時間を1時間以内という基準になるということで作っていくということでは、そこまで同意いただけますでしょうか。こういった形で書き込んでいくということですね。

その中で、先ほどから御意見がありましたように、特に2番の学校適正規模の基本的な考え方に30項目以上ありますけれども、それらについてより実態に合った形で書き直していく、そのことについては御意見をそれぞれ、個別に御意見をいただくということ。こういった形で進めていきたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

(木宮隆委員)

私、今まで聞いていて、この審議会で一番審議しなきゃいけない論点っていいですか、それはどこなのか。例えば、今の小中一貫校の問題についても、文科省の手引の中で適正規模を達成するための手段として、統合であるとか、あるいは学区の見直しであるとか、学校選択制とか、いくつかの選択肢があるけども、三条市がとっていく方法はその中でも小中一体校化する中で統合があったり、あるいは小中一体校の連携タイプもありますよね。で、三中学区は、三中を中心として今、議論になっている三条小学校も入っているわけですが、そこはいわゆる一体校化ではなくて、連携タイプでいくっていう答申でそういうことが書いてあるわけですがけれども。その辺の現状というのはどういうふうになっていて、一番知りたいのは、その辺のところまで、はっきりいってここで突っ込んで今回決めるのか、あるいは基本方針的なことでそこに書いてあることを一応答申するのか、その辺をちょっと聞かせてください。

(笹川教育総務課長)

三条市におきましては十分皆さん御案内だと思いますけれども、小中一貫教育を推進するために一体型と連携校という形での創設をさせていただいております。ただ、一番効果が上がると言われているのが一体型ということですがけれども、建物がそれぞれの小学校も複数あるということもございまして、連携型というところも取り入れながら、その辺の中でお互いが連携をしながら小中一貫教育を推進していくというのが今の三条市のスタンスです。それで、適正規模につきましては、私どもといたしましては、将来的に三条市において小学校の規模、本当に少人数学級でずっといいのかどうか、それを基本的に今回決めていただきたいというのがあります。私どもといたしましては、将来的に適正規模ということで小学校12学級以上、中学校9学級以上というのが望ましいんじゃないかということで、今回出させていただきました。ですので、小中一貫教育というのでも私ども当然進めさせていただいておるわけですので、その中でやらせていただいて、提案をさせていただいたところがございます。適正規模に向けても、先ほども説明させていただきましたけれども、今回は、適正規模、基本方針を決めて終わりではなくて、それを今後どのような形で進めていったらいいかということ、こちらの方で公にさせていただきながら、皆さんからの御意見をいただいて、今回、私どもの方で出させていただいているのは、校舎の安全性というのはやっぱり何を置いても第一番ではないでしょうかということで検討を開始する基準という

ところで出ささせていただいたというところでございますので、よろしく願いをいたします。

(雲尾委員長)

ということございまして、よろしいでしょうか。では、3番までのことで概ね出していただきました方向で書き直すということで、そこまでは御了承いただいたということで、4番ですね。「適正規模に向けての検討」です。

適正規模に満たない学校ということで、4ページに適正規模に満たない学校が16校挙がっておりますけれども、これについて次の基準により統廃合の検討を開始するといったこの基準ですね。これにつきまして御意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

(小林修委員)

4の「適正規模に向けての検討」の中に「統廃合の検討を開始する基準」となっていますが、統廃合じゃなくて、適正規模に関して話し合いを開始する基準とかいうふうにしていただきたいと思います。統廃合、何か、私の中にはきちっとこないのがあって。それで、適正規模に関して話し合いを開始する基準にしてもらって、先ほど申した、そこにアは含まれないという形にしてもらうのが、イ、ウについて話し合いをするようなことだとありがたいと思うんですが。これでは、何か違うことを言っていると非常に違和感を持ちますので、何とか、統廃合の検討でなくて、適正規模に関して話し合いを開始する基準というのでやってもらえたらありがたいと思います。

(小林斉子委員)

適正規模の検討を開始するとおっしゃいましたけど、適正規模の基本方針が出れば、それが基本方針じゃないですか。適正規模、適正配置の基本方針と。いかがですか。そういうことですよね。それと、何でここに入れるかということですか。

(石崎順一委員)

今、皆さんで具体的な形で決めようとしているのは、今のこの文言に対してどうするかということを中心して話し合おうとしているのでしょうか。今、小林委員の方から、2人の小林さんの方からいろいろお話いただきましたように、私、先ほど来から出ております、この4番目の第一行、この部分。「次の基準により統廃合の検討を開始する」。この一文をどうするかというのも出てまいりましたけれども、この取り扱いについて具体的な、どういう文言にしようかということは今、皆で決めようとしているのでしょうか。

(雲尾委員長)

文言といえば文言ですが、基準です。

(石崎順一委員)

基準。すいません、よくわからないので、もう少し聞いていたいと思います。逆に、皆さんは今のことよくわかっているのか、いろんな方々から聞いていただきたいと思うんですが。

何かこの辺ばかりお話してても、どういうふうに理解しているのかも私もわかりませんし、どうぞ、皆さん、御発言のない方、いろいろ発言していただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

(白鳥賢委員)

基準を、その1番にあるような文科省が示している基準に合わせて三条市の適正規模を検討しようと言っているところを、三条市独自に考えたらいんじゃないみたいなことをされると、もう何を基準に話したらいいんだか、もう全然わかりませんので、最初にその基本、文科省が示しているものを基準にどうするかっていうことを考えようとするのか、独自に何か三条で適正規模を設定するのかをちょっとはっきりさせてもらわないと困ると思います。

それと、一応、親としては、新しい教育方針を立てるときにも申し上げたんですけども、人口が減っていくのは日本だけで、これから子供たちが向かう未来は世界中の多様な価値観の中で生きていかなければいけないという社会になるわけでございまして、その中では確かに小規模校でとか、三条の小中一貫教育があげている成果は大変すばらしいものがあって、それは認めるところなんですけども、実際、まあ、私は足りないと思っているんですね。もっともっと多様な価値観と触れ合って、その初等教育の時期に子供たちがいろんな価値観に触れる機会を得た方がいいと思っておりますので、先ほど、高橋委員からお話がありましたように、小規模校のメリットって私も何名の方々からお聞きしましたが、それ、大規模校でもできるんじゃないかと思うことはかなりあると思います。それは、その先生の配置の人数だったり、地域との関わり合いだったりするところが多いので。それと、この適正規模をどうするかというところの話がごっちゃになると意見の言いようがないので、議題整理していただいて、どのことについてどういう意見を出して、何を決めていくかっていうのははっきりさせてもらわないと、正直、時間の無駄です、と思っているので、お願ひします。

(雲尾委員長)

国の基準はここにありますが、国の基準では小学校も中学校も12学級以上と出るところですけども。例えば三条の場合であれば、その中学校の12学級以上にした場合には、これは適正規模には多くなりすぎるし、最低9学級あれば何とか学校運営上行えるだろうということで、三条としては9学級以上になっているということですね。それから通学距離につきましても、国の基準はありますがけれども、それは雪国に対しては非常に厳しい基準なので、スクールバスの使用についても下げているといったような形では、それは三条独自にした方がいいということでそこまではしているけども、3番までで合意できている部分であると。

そういった基準でいったときに、その基準を一律的に適用するわけではなく、まず優先的に、ですから16校一度に、機械的に検討するわけではなくて、検討していくその基準に従って、検討していくに当たってのもう一つの、更にもう一步踏み込んだ基準をつくらしたら

何かということ、今、検討しているというところでもあります。ですので、その3番までは概ね合意いただいたということで、細かい修正はありますけども、3番までは概ね合意をいただいたということで、4番の検討を開始した方がいいのはどこかという、どういったようなところから開始した方がいいのかということについての議論は、御意見をいただきたいということです。いかがでございましょうか。

適正規模に満たない学校について16校ある、ですから、その適正規模の適正でいうとみんな検討対象ですけども、その段階ではなくって。じゃあ、次の基準として何を設けるかといったときに、一つは耐震性の基準。それからその適正規模を下回る中でも、さらに過小規模になるような基準、そして、保護者や地域からの要望がある場合という、その3つの基準を立てているんですね。この3つの基準について、そういった基準で良いのかどうか、あるいは更にもっとこういう基準はあるんじゃないかといったような御提案等々を受け付けているところでございます。いかがでございましょうか。

(小林修委員)

何度も繰り返して申し訳ないですけど、4番の最初の3行のところの中の文章も、私は変えていただきたいと思っています。「統廃合の検討に当たっては、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの推進を図るため、中学校区を一つと単位として検討する」、何か小中一貫教育は枕言葉で、この表現が全ての話になって、そのとおりだと私たち、そのとおりというか、それはそれで認めるのは認めるんですが。

先ほど高橋委員が言ったように、荒沢小学校、森町小学校と統廃合をしたその中では下田全部という中学校区の話ではなくて、荒沢小学校が森町小学校にという一つの学校の中で話になったんだろうと思っていますし。何だか全部になってしまうと、例えば先ほどから言っているように、そういう大規模校が出たときに、その学校の保護者や地域の方との話じゃなくて、まずそこでの話をしながら、地域の方との話し合いを本当に、住民との話し合い、おいおいというような話をしていきながら話が広がっていくことだと思うのに、何か話し合いだっただけの下田地区を例にして悪いですが、この辺で言われましたけれども、5つの学校を1つにしましょうなんかという話でなくて、1つずつの話だと思ったときには、中学校区というくりでくるというこの一文は私はふさわしくないと思っています。その学校と、地域住民と、という形でまず合意すべきだと思っていますので、なかなか大きな会で検討するというのは、私はここではあまり良くないなと思っていますので、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

中学校区を一つの単位として検討するといった場合、今、小林委員がおっしゃるように、中学校区全体という意味合いと、その中学校区の中でという意味合いがあると思うんですけ

れども。これはどちらに該当しているか。

(笹川教育総務課長)

先ほどからも御説明させていただいておりますけれども、三条市におきましては小中一貫教育を推進させていただいております。現在、中学校区単位で、連携校、一体校という形でやらせていただいておりますし、コミュニティ・スクールの関係についても中学校区というものとして考えさせていただいております。ただ、今回こちらの方の中学校区を一つの単位ということでは、中学校区全体ということだと、あまりにも広範囲になってくるということになりますので、中学校区単位の中でという形であります。

(小林修委員)

その前提として、その小中一貫教育と学校、保護者、地域の方々と話し合いをもってもらって、合意形成を得るという一文を入れてもらいたいというのが一番であります。適正規模ということの基本方針で、今、しようとしていることですので、適正規模でやる時はそれでよろしいと思います。

(石崎順一委員)

もう既に意見は出ておりますけれども、このアの文言ですね。「校舎の安全性の確保」、これはやっぱり適正規模を考える上での議題ではないと思います。これは常に毎日毎日の子供の安全性を問うものですから、三条小学校みたいの0.58というこの規準値一番高いのか、低いのか。一番最後になるんだろうなということでは思っておりました。

25年度、26年度と耐震化、早期着工に向けての陳情書という形で教育委員会の方に出させていただいております。子供の安全は日々のことです。もちろん、一番危険なところから始めるのは当たり前のことです。三条小学校は大変丈夫に造っていただきましたので、最後になるなというものでございましたけれども、態度がなかなかはっきりしません。将来どうするんだろうなということも含めて、いろいろと教育委員会とは御相談させていただきました。ですからこれは、適正規模を考えることではないですよ、というのがはっきりしているのではないのでしょうか。削除をお願いいたします。

(雲尾委員長)

そのほか、御意見はいかがでございますでしょうか。

(小林斉子委員)

まず、「適正規模に満たない学校については、次の基準により統廃合の検討を開始する」、ここまでは皆さんお認めになったんですね。

(安藤正之委員)

なってないと思います。

(雲尾委員長)

まだ確認はとれてないですね。

(小林斉子委員)

この確認をとらないと、次にいかないのではないですか。これを認めた上で、統廃合の基準をつくりましょうということの中で、校舎の安全性の確保というのが出てくるわけですので、まずもって、この適正規模に満たない学校についての基準により統廃合の検討の部分で、まず確認をしていただきたいという中で、最初の基準に入っていくというスケジュールではないでしょうか。

(雲尾委員長)

まとめてお伺いしていたところではありますけれども、先にそこを先行して決めてくださいという御意見であればでしょうか。

(小林斉子委員)

はい。それともう一つ、すいません。校舎の安全性の確保は、後段の対比の部分というよりも、校舎の安全性の確保っていうのはいずれの場合でも児童生徒の学習活動の環境の一番基本ですから、校舎の安全性の確保は必要だというふうに思います。これが、今の耐震性の問題とどう関係していくのかというのは後の話で、まずもって、校舎の安全性の確保が一番優先させるべきことの、学習活動の拠点としては大変、一番必要なことだというふうに、私は思います。

(雲尾委員長)

では、まず最初の4番、適正規模に向けての検討ということで、そのための3行ございませう。小林委員から中学校区のことについての御確認いただきましたので、内容については御確認いただけたかと思っておりますけれども、まずこの最初の検討ということの方針の3行につきましては、合意いただけますでしょうか。それについては、何か反対の方はいらっしゃいませんか。

(安藤正之委員)

4番につきましては、個人的な思いでは、4番そのものはこの中には入れなくていいと思っています。ただ、この中に入れる必要があるとすれば、その題目はそのまま4番を継続していただいた上で、まず見出しの3行を削除し、括弧の「統廃合の検討を開始する基準」というのを削除し、更に一番最後にア、イ、ウとあるのであれば、エを付け加えて、先ほど皆さんからお話のあった地域の方との協議という文言を一行付け加えていただくような保障をとって、あとは4ページ、6ページの数字的なもの、学校面のことは、これは参考資料でありますので、これは載せる必要は全くないと思っております。結論から言うと、ア、イ、ウ、もう1行を付け加えた上で、あとは全て削除というふうな形で、意見として述べさせていただきます。

(雲尾委員長)

エは地域の方との協議ですか。ウの、「保護者・地域から適正規模に向けての検討要望を受けた場合」とはまた違う基準として、エで。

(安藤正之委員)

その中に含めてもいいと思います。

(雲尾委員長)

含めてもいい。そのほか、御意見はいかがでしょうか。

(小林修委員)

校舎の安全性の確保がなければだめでしょうか、十分わかります。ですが、私どもの校長の皆さん、保護者の方、地域の方、多いです。関心高いのは、何でかと言うと、市の方から三条小学校、地震になったら避難所になって、逃げる場所は三条小学校でしょうってみんな出ていて、そういうのがずっと、市から出ているんですが、それがこんな、今日いただいた文章でだめらなんか言って、三条小学校だめらとかこういうこと言って、安全の確保、当然、それはわかりますが。入れるならば、その下の2行というか、構造上の問題とか、または一番最後の資料そのものは削除していただいて、これは三条小学校区に住む、今、自治会長もいられますけども、中心とした地域の方や子供、それから、これから学校に入る地域の方みんなにわかりやすく説明していただく中で決めてくことで、こんな、みんな、さっきから言っているとおり、これを全部理解したら、うん、いいえ、なんかいうのは、ちょっと、学区の皆さん、誰もうんなんか言えないと思いますし、お前委員として何してんだというのが、何かひしひしと伝わってきてるか、言わないうちはちょっと終われないなと思っていますので、何とかここは、安全性の確保を入れるならば、下の2行取っていただいて、最後の校舎の耐震化というのは、これは地域の方との何度も、地域の方、学校の関係者、みんなでもって意見要望しているはずですし、この前に至ってはそれこそ提言まで出して課長が受け取られている姿を新聞で拝見したんですが、全く回答もしないでこんな形で私のというと、これは事務局案での適正規模の基準なんだろうと思うんですけども、私はその3行を取る、アを取るという御意見、賛成ですし、エを入れてもらう、とってもありがたいですし、そうして欲しい。なおかつ、一番最後の資料と、文科省、いうこのところは学区民に話をしてもらう内容だと思いますので、削除してもらいたいと思います。

(高橋絵美委員)

一保護者の視点なんですけど、今回の会で、一応、クラスの学習規模ですとか、児童数のお話し合いってことで、ここまでちょっと統廃合の話をするとは、私、思ってたんですけど。今回の資料で、こうやって校舎の安全性、耐震診断の結果をちょっと資料でいただいたんですが、ちょっと恐怖をあおっただけだったので、私もちょっと、4番についてはいらぬか

なという意見です。

(飯田満委員)

4番につきましては、先ほどのお話のように入れるということで、私は賛成いたしますが、アの部分についてはいらない。そして、エということで地域との協議というお話がありましたが、基準にはふさわしくないのかなと思いますので、運用という形で一文、この検討開始するに当たっては、地域との協議を根底とするとか、何かそういうふうな別の文にした方がいいのかなという気がしました。

(小林斉子委員)

適正規模に向けての検討は必要だと思います。上段3行は、安藤委員はいらないとおっしゃいましたが、この3行がなければ次につながらないというふうに思います。それから、エの部分で地域の云々とお話がありましたが、これは基準ではなくて、3行目、4行目に地域の方たちと、という文言が入るかと思いますが、検討開始の基準に地域云々は入らないというふうに。これは基準ではなく、検討する際の留意事項に類するものだというふうに思います。

(雲尾委員長)

その、最初の3行部分に、保護者や地域の方とは十分な話し合いをするというような文言として、全体の方針として入れることであって、開始する基準ではないという主旨ですね。

(小林斉子委員)

はい。

(雲尾委員長)

そのほか、御意見はいかがでしょうか。

(大原貞雄委員)

私は、最初の3行はそのまま残していいんじゃないかなと思います。先ほど、最初にも申し上げたように、アの校舎の安全性については、適正規模とは関係ない話だと思いますので、これは削除した方がいいかなと思います。

それから、イについてなんですが、私も複式のある学校に勤めたことがあるんですが、複式学級があるかないかによって、その学校の学校運営ががらっと変わってくるんです。6学級の学校と、複式が5学級、あるいは4学級の学校、本当に学校運営ががらっと変わってきます。複式学級が2学級編成されるとなると、例えば、3、4年生と、5、6年生が複式で、1年生と、2年生が単学級というような感じになってしまい、あるいは、いろんな組み合わせがあると思うんですが。そういう状況がいいのかどうか。2学級というふうに限定しているのかどうか、そのあたりはちょっと検討する必要があるんじゃないかなと思います。

(雲尾委員長)

ということです。御意見等々なんかあれば、アはいらないという。あと、3行に、「4適正規模に向けての検討」というのは最初の3行の部分の後に、十分な話し合いを入れるということが意見としてございました。

3つの基準の中でアにつきましてははいらない、全体がはいらないという意見と、とりあえずその2行、文部科学省の部分、細かいことを入れずに校舎の安全性の確保という観点だけにしたいという御意見がございました。

また、イについても「著しく小規模な状況が継続する場合」という場合に、「複式学級が2学級編成される状況が継続する場合」、まあ、2学級よりも1学級もかなり問題があるところも、補足の部分を取ってもいいのではないかという御意見があったかと思います。

そして、ウですね。保護者・地域から適正規模に向けての検討要望といった場合があったといったような形でしていただければということがございました。

今後の方向性としてはそうなりますが、ですので、アの取り扱いですね。アにつきまして、このまま残すという御意見と、まあ、御意見があったわけではないんですが、表明されない部分として一応原案は残して、このまま残すというものと。それから、下の2行を取って、表題として、校舎の安全性の確保だけ基準として置いておくというものと、そして、全くいらないというふうになったかと思います。これにつきましていかがでしょうか。

(高橋誠一郎委員)

すごくずっと悩みながら考えていたんです。確かに適正規模検討委員会も、私たちのこの委員会の話をするものっていうのは本筋は何だろうということ。それはやっぱり統廃合ということになってきますと、どうも違うかなという気もしました。私も、統廃合の検討を開始する基準というのは別になくてもいいんですが。

ただですね、私自身は、校舎の安全性というのは極めて重要な課題であることは間違いないと思うんですね。この適正規模の検討委員会というのは、適正規模を検討する以上は、どうしたって統廃合の問題は外せないわけでありまして。これはもう、誰が考えてもそういうことでありまして。さらに統廃合を検討する中で、今現在の校舎の安全性を考えないということとはありえないだろうという気がするんですね。例えば、一般市民の考え方からいくと、これだけの皆さんが集まって検討する中で、安全性は考えませんでしたっていうことが言えるのかということになってくると、首を傾げざるを得ないと思うんです。

ですので、私は、基準にそれがなくてもいいと思うんですけど、やっぱり参考資料としては、この安全性の問題は絶対に避けて通れないのではないかという気がします。安全は考えませんでしたっていうのは、皆さん言えますでしょうか。その辺ちょっと、私は非常に気がかりがあります。

むしろ、逆に事務局側が、学校の安全性については、学校安全性検討委員会を立ち上げて

やるんだということで、それはまた別にやるんだということであれば、全く話は問題ありませんし、それはそれで考えましょう、適正規模は適正規模で考えましょうっていうのであれば、全く私もそれに賛成です。ただ、今、それが無い上で、学校の安全性は考えませんでしたというのは、ちょっとありえないなという気がしてるので、基準に入れるかどうか、ちょっと私も非常に悩んでいるんですけども、安全性は考えませんというわけにはいかないだろうというふうに思います。これは一校長として児童の安全、児童生徒の安全確保というのは最優先課題ですので、ここは看過できないというふうに申し上げたいというふうに思います。

(小林修委員)

私も、話が戻るのですが、私が言っているのは、その2行目、3行目の文部科学省の安全目安としての構造上の問題ということと、一番最後の資料のところ。これは地域の方と話をしてもらいたいと思っていると言っているのでありまして、ぜひ、そうあって欲しいし、1日も早くそんな、危ない校舎なんて言われたら造って欲しいしというのがあります。

ただ本当に、何も無い中で適正規模検討委員で集められて、降って沸いたように、例えばさっき言ったようにここら辺の土壌なら補強ができるようになってるのに、ここではもう全部くくってできないにされているし。この形を見て、三条小学校はなくなるんだ、みたいな形になっていくのは私は困りますので、何とか安全性を確保する、入れる、当然それは、おまえ校長なのかと言われればそうなんです。それはみんな、誰にでも与えられることなんで一緒なんですけども。ただ、全く違う観点から入っていて、決まっていく、先ほど聖母こども園の保護者の高橋さんいいこと言ったけど、本当に、ここ集められたときに、何の予定なんだろうかと思ってやってきたのに、何か話がどんどんすりかえられていくようで、三条小学校の校舎の安全性が担保できないから、ここでみんなでいうか、多分、あと、ここで、これ決めてというか、何も無いですよ。多分、それだけをみんな、20人の委員を設けて、それで、何か早急に結論を出しましょうみたいなのはいかがなものでしょうか、ちょっと一生懸命考えてもらえませんかという話をしているので、高橋誠一郎委員が言われた一文については理解できますが、ぜひ2行目、3行目については削除願いたいと思うし、最後のページも正しくないと思いますので、ちょっと削除してもらえればありがたいです。

(竹内行一委員)

私も、最初に申し上げましたけれども、このア、イ、ウを見ますと、誰が見ても明らかに三条小学校を対象にしているというのがわかると思うんです。やはりそうだとすると、この検討基準の中にある特定の学校を想定したものではなくて、やはり、校舎の安全性確保なら安全性確保で入れてもいいと思いますけれども、そういうふうなことが明らかにわかるような文面っていうのはして欲しくないなというふうに私は思います。

(雲尾委員長)

等々、御意見いただきました。まだ4番についてはかなり議論があるところであるようにございますので、ここは継続審議といいますか、1から4までまとめる、書き直していただきまして、それを見てまた審議を進めてまいりたいと思います。ですので、先に日程をお諮りしてから御意見の方をお伺いして決めたいと思いますので、ちょっと次回検討会議の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

(笹川教育総務課長)

次回の日程でございますけれども、次回の検討会につきましては7月22日の水曜日、9時30分から開催を予定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

そうしますと、ほぼ1か月ございますので、どうでしょうか。事務局としては、今回の2番、特に2番の部分に関して御意見等を伺うのに1週間程度あればよろしいかと。6月30日ぐらいまでに御意見を、各委員の方々の、この文言をこうして欲しいというようなところがございましたら、6月30日までに事務局の方にお寄せください、1週間で申しわけありませんが。その後、事務局が編集し直しまして、7月10日ぐらいを目途に発送するというような形でよろしいですかね。間に合いますね。もう少し必要ですか。

(久住教育部長)

今回は骨子案よりももう少しいろいろな御意見いただきましたので、文章の形でお示しをさせていただければなと思いますので、1週間前に送られれば一番いいんですけども。

(雲尾委員長)

7月15日の発送を目途にしたいと。

(久住教育部長)

目途とさせていただければありがたいと思います。

(雲尾委員長)

ということで、委員さんからの文言修正等の御意見は、6月30日の1週間という形でお送りください。

(石崎順一委員)

事務的なことで、今回の御案内、実は19日の金曜日に届きました。前回3日の御案内ですと1週間前には届くようなお話がございましたけど、いろいろと御多用の中頑張っていると言われてはいるでしょうけども、できるだけ言われたこと、スケジュールを守っていただきまして、1週間前に出していただければありがたいと思っています。

もう1点。会議録、今回の、3日の件のことは今日いただきました。これは、こんなに時間のかかるものでないかと思っておりますので、できればこの1週間前の資料の案内のときにでも、

資料として前回の会議録は一緒につけていただければ大変ありがたいと思っています。

(笹川教育総務課長)

今回の発送が遅れましたことに対しては誠に申し訳ございませんでした。お詫びを申し上げます。私どもの方も1週間前に資料等々を発送できるような形で努力をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(雲尾委員長)

そのほか、何か御意見はございますでしょうか。では、最後に閉会をお願いします。

(3) 次回検討委員会の日程について

笹川教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する。

〔日時〕平成27年7月22日(水)午前9時30分

8 閉会宣言 午前11時38分